

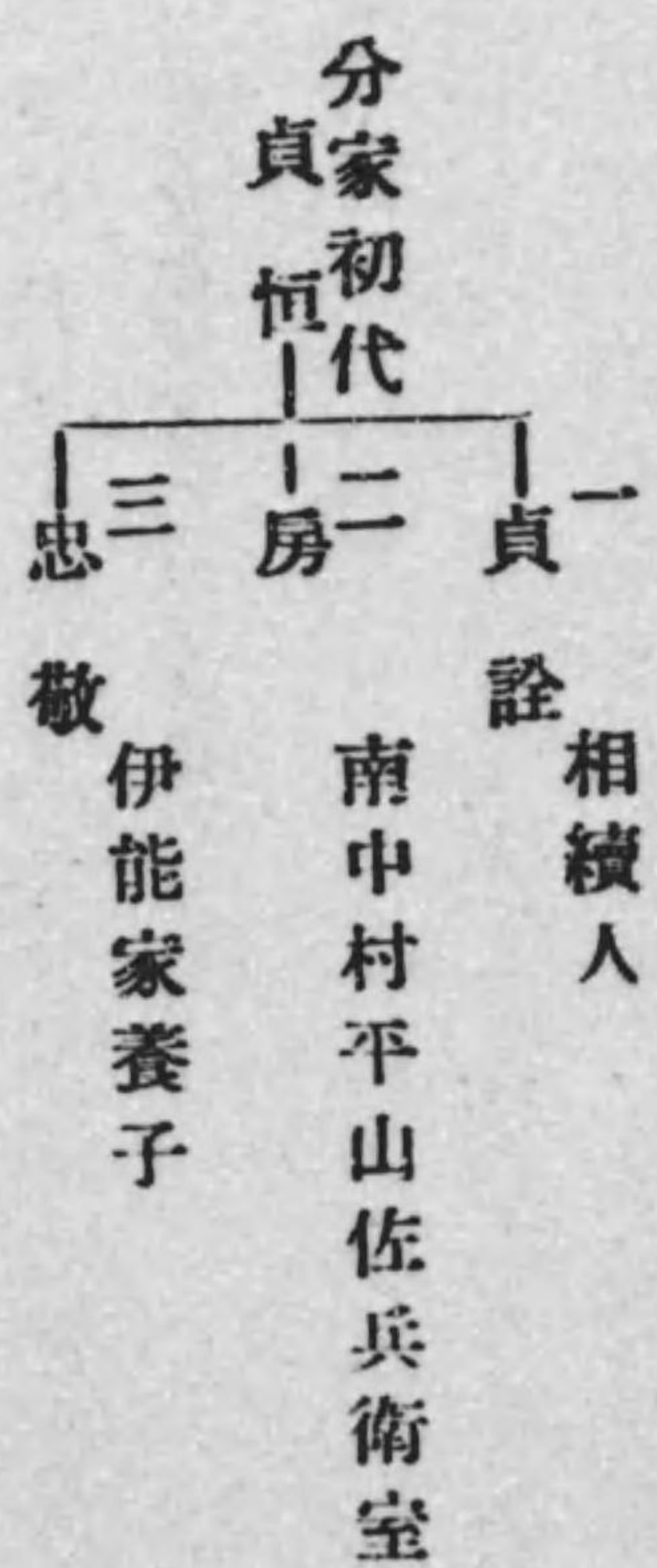
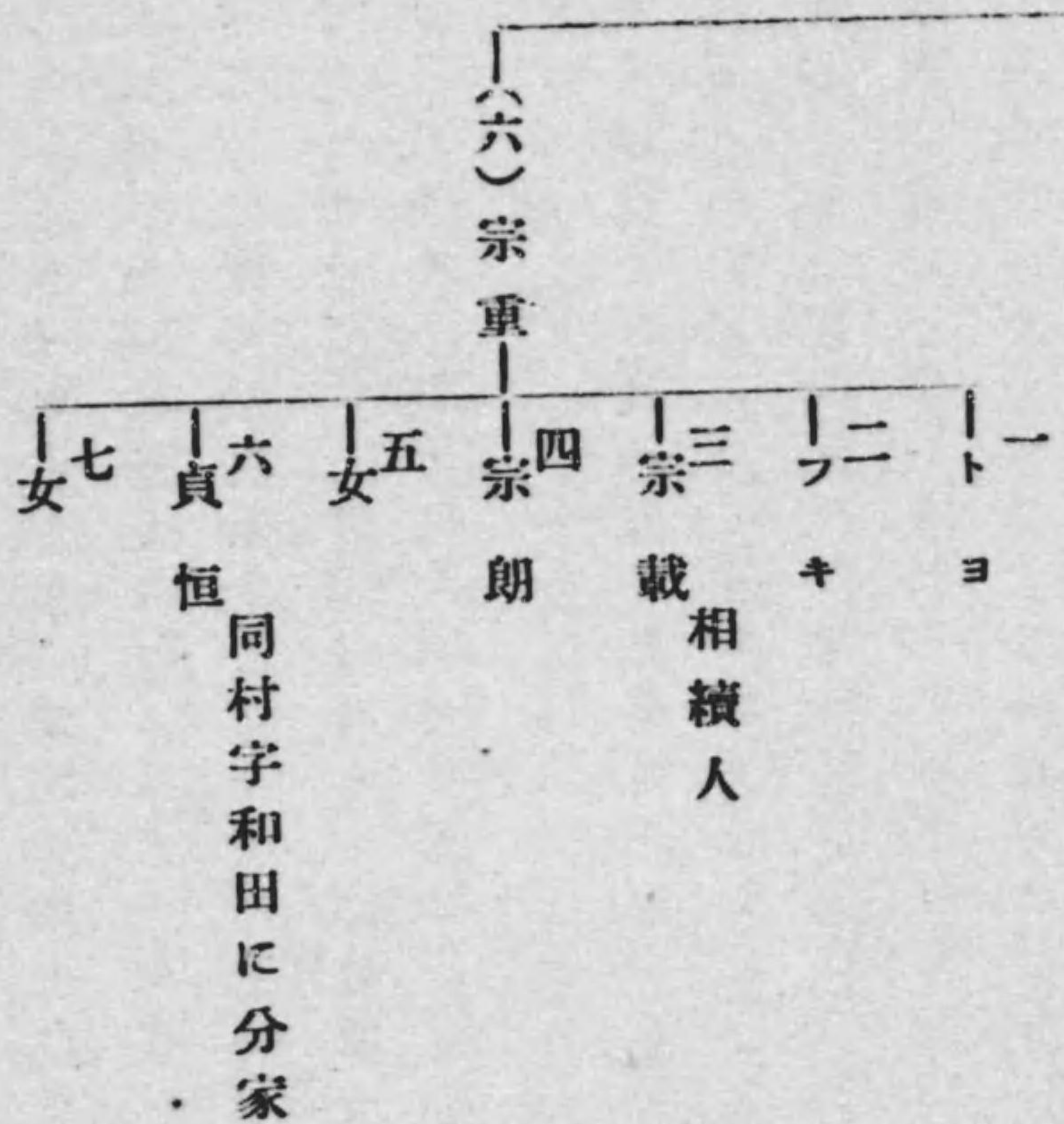
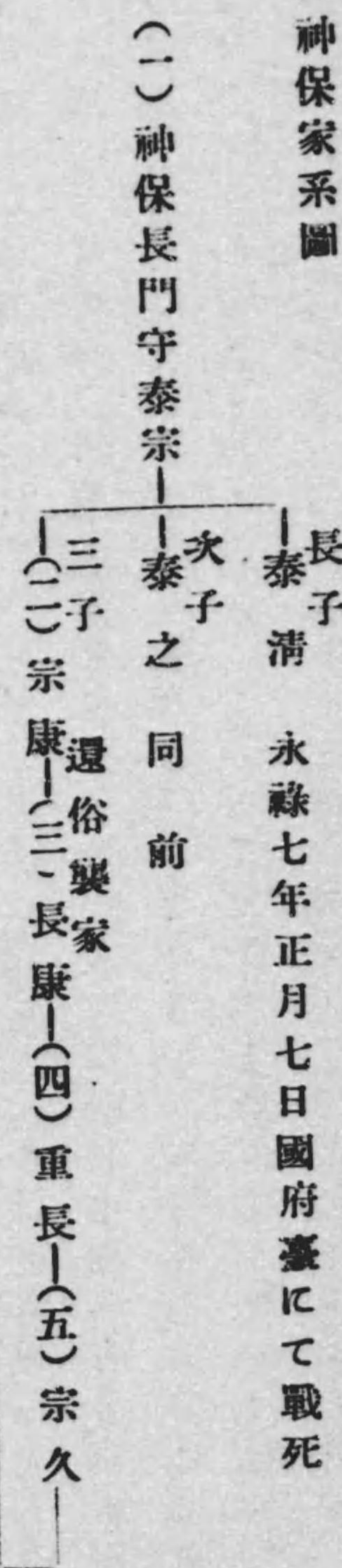
る。廿年六月、地學協會々員青銅紀念標を東京芝公園内丸山に建て、併せて其傳を鐫す。傳へ曰ふ、幕府の時英船我近海の測量を乞ふや、官忠敬の圖を示し之を止む。英人一見して其精確に驚きしと。此一事亦以て忠敬の周致精力なるを知るに足る。忠敬三男二女あり、長男景敬家を嗣ぎ早世し、子忠誨繼ぐ、子なく神保氏の三男景文を以て嗣となし、相尋て佐原に住せり。其肖像及び家訓と當時所用の製圖器及地圖の一部分又は測量日記等皆に家に存す。(日本文獻備考史傳門房總部)

伊能忠敬

青年時代には篤志なる苦學生として、壯年時代には、勤儉なる一家の主人として、且つ慈善心に富みたる一村の長として、晩年に及びては、心を深淵なる學術に潛め、千辛萬苦にして大業を遂げ、國家に貢献したる偉人伊能忠敬は、延享二年(二四〇五)正月十一日をもつて、山邊郡の一隅に呱呱の聲を挙げたるなり。忠敬七歳にして、母小關新田小關五郎左衛門の長女を娶ひ、父もまた家政の裕かならざるをもつて、十七歳までは憐むべき一青年なりしなり。而も運命の神は彼れを見棄て賜はず、香取郡佐原村の豪族伊能三郎右衛門長由の妻は、再從兄弟の間がらなるをもつて、その女婿として伊能氏を繼ぐことを得たり。幾くならず家格によりて佐原の名主となり、職に居ること數十年、その間窮民を賑恤すること數回、齡五十餘年に及び、家事を嗣子に委ね、江戸に出で、高橋東岡を師とし、測量術を學びて、その蘊奥を極む。たま／＼魯西亞と疆域を争ふことあり、我れは固より精確なる地圖を有せず、その不利なること甚し、こゝに於て、忠敬奮然として起ち、幕府に建言し、自費を以て蝦夷地を測量せんことを請へり、幕府些少の旅費を給して試みにこれを爲さしめしに、その製圖の新式にして精確なるを見、重くこれを信じ、全國測量の事を命ぜり。爾來十有八年、山に陟り海を渡り、祁寒酷暑少

しも沮喪せず、遂に空前の偉業を奏せり。文政元年(二四七八)四月十二日、江戸の邸に卒す。遺命して先師東岡の墓側に葬らしむ。今左に神保家に於ける系譜を示さむ。

神保家系圖



伊能東河基稿銘

君諱忠敬、字子齊、伊能氏、號東河、稱三郎右衛門、晚稱勘解由、北總香取郡佐原村人、原姓神保氏、南總武射郡小堤村神保貞恒之第三子、出冒伊能氏、伊能氏世爲閩右族、大同中有諱景能者、知北總香取郡大須賀莊、居伊能村、因以氏焉、子孫蟬聯占其地、至永祿中、有諱景久者、始徙佐原、天正中、爲居民、開肆廩、貿易、實君九世祖也、高祖諱景利、曾祖諱昌雄、祖諱景慶、考長由無胤、其配神保氏君之從祖姑也、因以君爲嗣、長由蚤歿、產頗荒、君既來嗣、慨然以幹蠱爲志、昕夕黽勉、守儉素、去奢靡、家業百口、以躬率先、產稍々復、天明三年、關東大饑、君爲發私儲、賑閭里、施及旁近村落、多所全活、六年又饑、購之如初、君嘗好星曆之學、其欲肆力從事也久矣、以家道未復、故因循數年、至寬政六年、決然委產於子景敬、身獨來都、僑居、備訪曆家、舉疑義、而叩問之、意未釋然、及見高橋君東岡、始聞西洋曆法、理精數密、超越諸家、於是宿疑渙然、冰釋遂棄舊學、學之、多所發明、東岡之門、蓋不乏於人、而推步測量之精、則獨推君云、寬政十二年庚申閏四月、官命君測量北陸道及蝦夷地方東南沿海、以定地度、明年正月、官賜君父子銀各十錠、許姓刀、賞其天明年內兩救窮餓也、享和元年三月、命測量伊豆相模二總常陸奧沿海、其翌年六月、又命測量出羽三越佐渡能登駿河遠江參河尾張沿海、至文化紀元、集地方各圖爲一圖、進呈、其九月、賞賜糜米、擢爲散手、屬日官、既而又命測量山陽山陰西海南海四道壹岐對馬官道及沿海、十二年、又命測量伊豆七島及箱根湖、尋測量量江戶府內、十四年四月、府內圖成、進呈、自寬政庚申、至此閱十八年、五畿七道遐陬僻壤無地不涉、盡測量而圖記之、後復有命、修定口內輿地全圖及度數譜行程記、至文政元年、齡七十七又四、疾疢、其四月十三日、亟殆不起、至四年七月、輿地全圖及譜記成、進呈、以其九月四日、歿、官追賞其功、厚賚孫忠誨、以旌之、君稟賦朴直、精力過絕於人、齡

踰七旬、髮鬚雖被肩、而其意氣蓬勃、如少壯人、每測量命下、輒喜見顏色、不日而發、乃躬歷險阻、凌海濤、奔走數百里、風雨寒暑未嘗少沮喪、嗚呼、何其氣之豪而事之勤也哉、所著有國郡晝夜時刻對數表、紀源術井用法、求割圓八線法、割圓八線表、紀源法、地球測遠術問答、凡若干卷、藏存於家、君先闢長山之女、繼配桑原氏、皆先焉、得三男二女、昆季並孺、仲子景敬家督、亦蚤世、孫忠誨承重、墓在淺草源空寺、東岡君之塋側、以遺託也、君嘗伸忠誨從、余游、忠誨才敏、實業行將有望、乃者件繫其世系履歷、丐余撰墓門之銘、嗚呼、余文豈足以不朽君哉、雖然、其請恠々矣、不可不徇也、乃歷叙之、係以銘四章、伸大書而深刻之、其一曰、叩天之關、極地之輿、瘴烟毒霧、不能爲瘡、祁寒暑雨、不能爲瘡、乃如之人、罕見其儔、其二曰、維昔夏后、跡遍四陲、泥橋山榻、手胼足胝、八年于外、思日孜孜、百世之下、維君似之、其三曰、樹表耳、線縱橫、步算遠通、廣袤靡或毫舛、保章分野、何情而縷、極星定度、孔彰且亶、其四曰、閱十八年、行數千里、一氣屹然、未曾委靡、老而益壯、斃而後已、續勅于世、銘惡乎埃、

文政五年壬午嘉平月下泮

江都 佐藤 坦 造

大原 幽 學

其鄉貫を詳かにせず、或は以て尾藩大導寺氏の二子と爲す、其平生の言に曰く、我本貫は時期を待て明白の機あらむと蓋し故ありて君父の名を出すを憚りしものに因ると、嘉永中官府の間に答へて曰く、本丸御小人目付高松彦七郎の弟にして、尾州家家臣の嗣となり、後離縁すと、或は曰く、是れ亦假託するところなりと、諸國を經歷し、遂に本郡長部村に至り、遠藤本藏なるものに會し、修身齊家の道を其家に講ず、期年ならずして門生來り集るもの多し、天保六年、再出遊す、北總の門生還るを請ふて已まず、因て長部に歸り、大に道學を講す、人稱して性學先生と曰ふ、幽學の學は、力めて實踐躬行を

主とし、要は修身、齊家と人道の主旨を説き、其說卑近なるが如しと、雖も、地方感化の指針と爲りしに於ては、殊に見る可き者あり、或は農事の改良を圖り、耕地を整理、灌漑排水の便を設け、又男子會、婦人會、小兒會を置き、



大原 幽 學

風化を重んじ、信義を尊び、衣服、飲食の微に至るまで、指導節制するところあり、遠近靡然として來集し、遠藤亮規等首として其門に入り、遂に性理教會所を建て、又各村に布説するところあり、亮規は乃ち本藏なり、時方

に幕末に屬し、時勢多事なり、幽學感化の大なるは、又之に對する忌克の輩なしとせず、嘉永四年四月、幕吏の手先、鍋木榮助等數輩、性理教會所に至り、入門を名とし、酒食を携へて暴狀を極め、賄賂を要せ

むとす、會衆應せず、榮助等之を含み、遂に性理教會の邪説を唱へ、異端を挾むを關東取締役中山誠一郎に誣ゆ、是に於て吏を派し、家宅を搜索し、又幽學を糺す、幽學書を誡一郎及び本多加賀守に致し、教義を陳す、安政四年、命あり、謹慎を命ぜらるゝこと百日、且つ其造るところの教會改心樓を毀たしむ、因て江戸小石川高松彦七郎に寄り、謹慎し、尋て長部に歸る、後門生の行を收り、道に違ふ者多きを慨し、

幹葉まで荒れ果て枯し草の葉に

なをあれまさる霜をおくとは

と既往を回想し、述懐の情に堪へず、一日門生を集め、訓誡するところあり、又陰に永訣の意を表し、遂に長部邱上に自殺す、遺書に曰く、

時に僕十八歳にして、漂泊の身となり、愈師の傳を守り、乍不學、大學、中庸、孝經の三書の微味、幽玄を探り、學の爲めに國々の先生方に議論を乞ひ願ひ、性理を明めて、以て愈人を導く事を念とし、好淫、飲酒、遊樂の念を去り、己に勤めて、以て人を導く事を得、不孝子も孝子に至らしむる事、年々歳々多きに至る、雖、然僕が如き人に用ひらるゝこと全く器に過ぎたる故、蒙、御上之御疑心、御糺之上、被、爲、晴、御疑、僕過多しと雖も、御慈悲の御沙汰被、下置、誠に以て難、有、御義に有、之、然處、門人の中、埒も無く、眼前の事に迷ひ、元の不孝に歸者粗相見え、於此第一には、御上様御苦難に相成、其上にも御慈悲の御沙汰被、下置、候事、門人の中、不孝に歸するもの多く出來候ては、僕が一身無、置處、又僕が教筋宜敷思召候御方々へ、猶以て一分無、相立、又門人の中、元の不孝に歸者多きに相成り、僕が教を爲せし故、御上様御領主様方々の御役衆中迄、御苦難に相成、門人には大金を爲、費、甲斐無、之、

彌以て僕の不忠不孝の甚しきなり然らばとて過多分として人を可_レ教諭_一無_レ謂_レ爲_レ此之自殺僕を
有_レ憐心者速かに改_レ志而孝を先とし、修身以て自分齊_レ家の行而已志し、必々不義の富貴は不好
様堅く心得勤可_レ給候。又此邊入門の人、行崩るゝ者少なく、志厚き情に引かれ、一度此地に來ると
雖も、自殺は元より覺悟之處、今爰に至て處々に不孝、不正に歸る者、追々出來を見聞に不_レ忍_レ致_レ自
殺一事に候へば、幼より學びし者、杯は、猶更父母に心配掛ぬ様に、埒もなく眼前の争に迷ひ、不孝、不
義の名を採らぬ様、日々願勤可_レ給、又門人中、此上にも御上様御苦難に相成出來候ては、又僕が不
忠不孝の深みに陥る儀に候間、若し右様の者有らば、信義以て爲_レ改心_一可_レ給候。乍然已に勤め得ざ
る事、杯は、強て人を誠むる事勿れ、唯眞實の談話にて爲_レ改心_一候様頼置候如_レ件。

安政五年三月八日

大原 幽學

此邊道友中

僕自分の儀、小石川高松彦七郎様へ出奔の書差出し置候。又此書深更に人目を忍び候事故、不分明
の文も可有_レ之、以_レ察御承知被_レ下度候以上。

幽學の事蹟傳ふ可きもの少しと爲さず、然れども幽學全書已に之を悉くせるを以て、此に其大略を
叙せり、舊蹟及び墳墓の項を參觀す可し。若し其詳を知らんと欲せば、全書に就て之を窮む可し。今長
部の遺宅に其日誌、神文、遺著數種、遺物等を存す。(香取郡誌)

改心樓

性理學の開祖大原幽學は、天保二年、房總に遊歴し、長生郡一宮町なる餅屋治兵衛方に止宿して足
溜りとなし、我が房總に入つて始めて教導を行つた。翌三年、匝瑛郡八日市場町より銚子市地方に遊

歴し、この地方にても隨時隨所に於て開講し、追々その説を傾聽し、これを欽慕してその門に入るも
のも増加した様である。香取郡中和村長部の遠藤本藏も銚子に赴き幽學に面會してその説を聞き
深く感激するところあり、直にその門に入り、幽學を伴つて家に歸り、自家の書院を以て教場となし、
幽學をして性理學を講ぜしめた。遠近風を聞いてその門に入るもの漸く多きを加へたので、幽學は
更に進んで附近の諸村にも出講し、倦むところなかりしかば、門人日に進み月に増して期年ならず
して千を以て數ふるに至つた。本藏方では門人の出入する者多く、農事に支障を來すので、天保十三
年九月、遠藤家では邸後の自家の持山八石の丘陵を切崩し、こゝに奥行二間、間口四間の物置を移轉
改築して草庵となし、性理學教會所と稱し、こゝに於て講義することゝなつたが、門人は年々増加し、
二間に四間の室では常例の十七日の講釋日には門人の過半も收容し得ぬ状態となり、附近の寺院
を借受けて講義をしたが、酒狂人等亂入して講義の邪魔をなすを以て、道友等相謀り、嘉永二年、その
筋の許可を得て、更に草庵の兩側なる風致清絶なる小丘に地をトし、道友及び篤志家の寄附を以て、
間口七間、奥行五間の一字を建築して改心樓と命名した。固より簡素な建築ではあるが、幽速の趣を
藏して居つた。これによつて教會の學舎は、始めてその狹隘から脱し得た譯である。こゝに於てが、幽
學の徳を慕ひ、來り學ぶもの更に加はり、長部は正に性理學の中心地たるの觀を呈するに至つた。而
して性學の講義も、男女の大會もすべて改心樓に行はれたので、幽學の徳風翕然として全村を感化
し、路に遺を拾はざる支那古聖の時代を彷彿せしむるに至り、附近の諸村にも、會所、會餐所を設け、性
理學の全盛時代を現出するに至つた。然るに當時幕府の政綱弛廢し、華奢の風世を蔽ひ、地方の民風
また頹敗し、殊に下總地方には、講談に現はるゝ天保水滸傳の笹川の繁藏、飯岡の助五郎の如き俠客

横行し、子分を養ひ、繩張を争ひ、富者を強迫し、紛議を事とし、良民を苦しめてゐた。八州取締(單に八州様といふ今の警官)なる者があつて、これ等の不逞の徒を取締つては居たが、彼等は陰にこれ等博徒と一派相通じ、巨額の賄路を受け、暗にこれを看過するのであつた。されば人民多く生業を勉めず、遊惰に流るゝものが多かつた。幽學一度この雰圍氣の中に立つて、教化を敷き、至誠倦まず、一身を犠牲に供し、廢れたる風俗を興し、衰へたる道德を盛んにし、靡然として模範村となつたので、嘉永四年四月十八日、幕吏の手先たる鱒木村の博徒増田榮助外四人が、性理教會所に至り、幽學に面會を求め、入門を迫り、禁酒の教場に自ら酒を持ち込みてこれを飲み、暴狀を極め、陰に陽に多額の賄路を請求した。然れども至誠なる教會としては、かゝる要求に應ずべきでないから、彼等に道理を説いてこれを諭し、斷然これを拒絶したるに、彼等は暴狀を逞ふし、金子を強要して止まないいで、門人諸徳寺村組頭又左衛門が持合の金拾兩を渡したるに、なほも金子を強迫して去らないので、名主良左衛門より鱒木村名主に掛合ひ、親戚組合の者共來り、引取りたるも、執拗なる彼等は、無根の事實を陳じ、性理學會は、邪説を唱へ異端を教へるものであるから、速にこれを取締るにあらざれば、その害暴發せんことを、その筋の手を経て關東取締役中山誠一郎へ論訴した。こゝに於て、中山誠一郎はその職務上一刻も猶豫すべきに非らずと爲し、直に部下を派遣して榮助を同道し、家宅搜索を行ひ、幽學の草稿たる幽玄考、發教録、規式解外數點を沒收して、幽學を尋問するに至つた。こゝに於て、幽學自ら教導筋を書して、これを中山誠一郎及び本多加賀守に呈し、教義の異端邪説に非ざることを言明し、また名主組頭並びに道友等よりも榮助等亂暴始末書を上申して、その他意なきを辨疏したが、その甲斐もなく、徒に怨みを幽悶の裡に吞み、全村嵐の後の如く静けく、火の消え去りたる如く寂しく、謹慎してそ

の冤罪の霽るゝを俟ちしに、荏苒遷延七年の永きに亘り、安政四年秋に至り、本多加賀守より、漂泊の身を以て、性理教會を創立し、多く門生を集め、一大教堂を建築したるは、穩ならざるを以て、一百日間謹慎すべし、尙ほ改心樓は、速に取毀つべしとの言渡しを受けたので、門生をして改心樓を取毀たしめ、幽學は、江戸小石川茗荷谷町高松彦七郎方で謹慎することゝなつた。翌安政五年正月十日、謹慎満期となつたので、即日江戸を出立して、十二日長部村に着きけるが、直ちに教會へは入らず、遠藤亮規方に宿り、道友の狀況を観察するに、この間教化やゝ頽れ、門生中眼前の事に迷ひ、不孝子に歸る者及びその行の崩るゝ者も見え、剩へ自著の草稿は沒收せられ、改心樓は毀たれ、誠に凄慘の極みで、二十年の赤誠を打込みたる苦心の跡は、すべてこれ空と化し、一夢と過ぎ去つたのである。幽學の心中如何ばかり悲しかりけん、こゝに於てか、幽學深く決意し、道友を集めて最後の訓戒を與へ、それとなく永訣の辭を残し、徐に遺書を認め、萬事萬端周到なる用意の下に、死後一切の始末をつけ、最後に「幹葉まで荒れ果て枯れし草の葉になほ荒れまさる霜のをくとは」と、既往を追懷し、「難捨者義也」と刻みたる愛刀を持つて、三月八日御塚の墓地に於て、自盡し果てたのであつた。

幽學の自殺するや、その筋に訴へ出たので、幕府より檢視として加藤退助出張せられ、これを檢するに、白絹の下着に、黒絹の上着を着し、白の帯に小倉無地の袴を着け、彼の十八歳にて國を去りける時、乃父の賜ひたる河内國祐國の大小二振を傍に置き、腹十文字に搔切り、然る後襟を正し、咽を突き終つて九寸五分を三寶の上に置き、娟然として笑を含み、宛も生きたるが如くにあり、また九寸五分の銘には、「難捨者義也」との五字を刻しありしかば、幕吏幽學の最後の雄々しきに驚き、我れ二十有餘回の檢視をなすと雖も、未だ斯くの如き美事なる最後を見たことはないと言は

れたといふことである。

幽學の自殺は、道友をして極度の悲嘆に陥らしめた。名主遠藤良左衛門は、道友のこの悲嘆の状を見るに忍びず、自ら二三の同志と謀り、率先奮起して幽學の後を繼ぎ、四隣各所に手習所を設け、日を定めて男女を集め、實踐道徳を講ずること四、五年、道友千餘人にも達したといはれて居る。その間、暴徒の迫害を受けたが、これに屈せず益々教導誘掖に力を盡し、三十日修行なる課程を設け、修行所を府馬村宇小日向に置き、熱心教養に従事した甲斐あつて、修行者は、時に男女合はせて五百人を算したといはれて居る。然るに良左衛門は、明治六年八月二十二日、門人を伴つて關西布教に従事せんとし、京都に赴く途中、滋賀縣石部驛で病歿した。二代目教主が、旅路に斃れた時に當り、門下の一人に石毛源五郎なるものあり、才氣縱横、多くの道友を歴して、自ら第三代の教主となつたが、專横私慾を恣にし、終に幽學の教義を滅すに至つたので、人心漸く教會を離れ、明治三十九年、遂に教會を逐はれ、上京して日暮里に居住して、自ら教會主を氣取つて居たが、大正四年四月十九日病歿した。その後、道友等相謀り、教會の整理委員を組織し、一切の事實を調査整理し、幽學の遺教に遵ひ、共有先祖株規約を定め、財團法人組織に變更し、八石性理教會と改稱し、高木千太郎氏主としてその任に當り、自ら第四代の教主を以て任じ、幽學の教旨を徹底せしむることに努めて居る。教會は、

- 一、君に忠を盡すこと。
- 二、父母に孝を盡すこと。
- 三、信義を重んじ、言行一致を期すること。
- 四、國法を重んじ、之に違背せざること。

五、儉を以て身を約し、節心を養ひ（心の運び）、驕奢に流れざること。

六、自己の業務に勉勵し、惰心を起さざること。

七、本分を守り、他の誘惑に迷はざること。

八、三省以て身を修め、他人の害とならざるやう心懸くること。

以上の八ヶ條の綱領を掲げ、幽學が毎月十七日を以て、男子大會を開いたのに因み、毎月一回小集會を十七日に行ひ、幽學の教義を研究し、兼ねて諸大家を聘して講演會を開催し、これが徹底を期し、春秋二回大會を開き、主として名士の所説を聴く組織となし、以つて現今に及んで居る。

幽學大原翁頌德碑

翁諱實正、稱左門、晚改幽學、大原氏、不詳其鄉貫、或曰尾張藩大導寺玄蕃次男、爲人剛毅公正、而慈仁懇惻、絕酒色嗜欲、以教人化俗爲任、文化十一年、歲十八、有故出郷、放浪四方、教武技、以充旅資、入京師、主九條家臣田島主膳、究禁中典禮、就諸儒、受學庸孝經、登高野山、修佛學、往防問神道於近藤氏、遊近江、探中江藤樹遺教、從伊吹山松尾寺住僧提宗、學漢籍、是折衷諸學、自悟性理妙機、踪跡遍三十餘州、每富豪鉅商、視察其實務、頗有所得、最後過信州、試說所自得、性理學、于上田小諸之間、一年餘、信從者六百餘人、天保元年、歷遊關東、遂秉教鐸於下總國香取郡長部村、其學則主皇國武士道、參以孝經學庸倫理、周易陰陽消長天道、從才施教、必期實踐躬行、又正經界、改挿秧方、制建築及冠婚葬祭程度、主實用禁奢靡、立貯蓄約、定會議法、循々訓導、凡二十八年、一鄉靡然感化、風俗一變、至道不拾遺、邑主清水氏、賜金賞之、門人更卜八石里、增築教堂、名曰改心樓、遠近來受教者、至四千餘人、幕吏疑其會人之多、感化之速、以爲邪教、遠翁囚江戶、

七年、竟以無罪免命、毀改心樓、翁既還、自引罪、屠腹於御塚丘上而逝、其匕首銘曰、難捨者義也、實爲安政五年三月八日夜、享年六十有二、有遺書、大意謂、僕譯爲門下諸君所信、改惡嚮善者、日多月增、何圖蒙官疑、幽囚多年、煩諸君、是皆僕過也、今也察鄉俗、復舊惡者不少、僕不忍坐視之、所以決然自裁、諸君若憫僕死、再嚮善、修身齊家、以爲忠臣孝子、則僕當永眠於泉下矣、門徒聞之、慚悔益奉遺教、不衰、及明治之初、官擢其高足遠藤亮規、爲大講義、於是再築教堂、傳授其道、至今云、翁所著有、微味幽玄考、發教錄、規式解、日記等、頃門徒建碑頌其德、請余銘、銘曰、

以死諫君 古有其臣 以死諫徒 今有斯人

宜矣遺教 傳授日新 風俗敦朴 厥里維仁

明治四十三年五月

東宮侍講正四位勳二等文學博士 三島 毅撰

甘藷先生

昆陽青木文藏先生は、今を去る二百餘年前、文祿十一年、江戸日本橋魚河岸に生る、其の先は、元攝津多田神社の神職飯倉權之守國末に出づ。曾祖父は攝津國傳法村の農民にして、青木五兵衛と稱し、祖父は半左衛門、祖母は同國鹿島村の農民光久四郎左衛門の女にして、其の子佃屋半右衛門に至り、江戸日本橋魚河岸に魚問屋を營業し、元祿七年九月、町醫村上宗伯の女を娶り、一男一女を擧ぐ、男は即ち先生なり。先生長じて、京都の伊藤東涯先生に學び、業就り歸て徒を娶め、教授せられたり。後兩親を喪ひ、喪に服する事前後六年、其の德行世の龜鑑たり。奉行付與力加藤又左衛門大に其の性行に服し、時の奉行大岡越前守に推擧す。忠相其意氣を上書せしむ。先生嘗て流罪の者の島流に處せられ、五穀

乏しくして飢死する者多く、死刑にあらざる者の天命を全ふせざるを悼み、又田甫を有するも時として飢饉を免れざるを憂へ、瘠地にも繁茂して五穀に代はるべきものは甘藷にして、元明國より琉球に傳はり、更に薩摩に移植せられ、其味甘美にして腸胃に適し、米麥に代ゆべきを以て、之が栽培の必要を建白せられぬ。之れ享保十八年なり。忠相大に其の利益あるを認め、遂に幕府に採用せらる。依て先生は更に蕃藷考及國字譯等の書を著して上れり。後公命を受けて薩摩より薯種を招致し、小石川御藥園(現今の植物園)九段及與力の所領地たる下總國馬加村(現今の幕張町馬加)に試植し、先生自ら培養の任に當りて研究し、何れの地に於ても十分繁殖するを得べきことを確認し、蕃藷考を梓版に上せ、種薯に附し始めて諸島諸州に配賦し、培養を奨勵せられたり。爾來各地に播種して終に今日の盛を致し、全國民の其の恵を受けて生命を保つを得る者幾千萬なるを知らず。利用厚生の功實に偉大なり。當時世人先生を稱して甘藷先生と云ひき。明和六年十二月十二日没す。行年七十二歳なり。き。今や千葉郡は甘藷の産を以て全國に鳴るに至りしも、皆先生の恩澤による處にして、特に馬加村は最初の播種地たるの故を以て、鎮守の傍に一小社を造營し、甘藷神社と稱へて地方人の尊崇厚し。該社は往年暴風の爲め倒壊したるにより、假普請に小社を設け、目下再建の計畫中であり、其の後竣工し、昆陽神社と稱す。尙先生の最初に播種せられたる畑には、現今記念碑を建立し、永く其の徳を傳ふることにせり。先生幕府に事へて諸職に盡瘁せられ、又始めて和蘭學の蘊奥を極められ、前野良澤、杉田玄白、大槻玄澤、宇田川玄眞、坪井信道、箕作玩甫、緒方洪庵、福澤諭吉等の諸先生、師弟の順次に斯學の系統を傳へて、我が國今日の文明を開拓せり。蓋し昆陽先生實に其の開祖たり。其他經濟制度等の有益なる著書數十部あり。去る明治四十年十一月、其の功を以て正四位を贈賜せらる。先生の墳墓

は東京府下目黒不動道灌の下(俗に田丁場)にあり。(千葉郡誌)

【参考】ある書云、享保二十年乙卯正月、是より先帝府、藩署の種苗を薩摩に徴し、江戸小石川養生所、百七十坪へ、薯蕷百八十一を植、五千六百五十一を得たり、又下總國千葉郡馬加村及び、上總國山邊郡不動村に移植、青木文藏之が主任たり、不動村源之進は、薯蕷十七を植て、二石七斗六升餘を得たりと云。

又一話一言云、享保年中、甘薯を昆陽青木教齊先生、上總國塚崎町、千田町へ、初て命下りて植たりと云。

宮負定雄

松澤村の人なり。父を定賢と曰ふ。里正たり。幼にして穎悟なり。少時熊野神社の神職宇井氏に従ひ漢籍を學び、又萬歳村高木孝に就き算數の學を修め、造詣する所あり。傍ら畫に工なり。二十餘歳にして平田篤胤に従ひ専ら和學を修む。篤胤も亦其家に來り寓す。是を以て篤胤の自筆古史徵稿本及び書畫等皆其家の珍藏たり。其足跡殆ど各州に遍く。所謂る伊勢へ七度熊野へ三度の參拜を試み、到るところ社寺の實景又は古額等を寫録し、卷帙積で室内に滿つ。郷に歸るの後心を實用の學に力め、著すところ農業要集、民家要術、野夫拾遺物語、下總名勝圖繪、草木撰種錄、貧富正論、北海古圖等の著あり。安政五年九月を以て歿す。年六十二。曾て松澤村字谷の排水を講じ、又里道を修め、藥草を採拾し、之を業に傾つ等の篤行傳ふ可き者あり。其家及び村の舊家宮負清三郎等皆定雄に關する書籍等を藏せり。

(香取郡誌)

宮負定雄先生の事蹟

香取郡古城村 高木卯之助

先生は宮負定賢の長子として、寛政九年の九月十日を以て香取郡中和村松澤の里に呱呱の聲を

あけられた。此の松澤の里には、承和二年に紀州より勸諭した郷社熊野神社と云ふ名詞がある。宇井、鈴木の二家は之を奉祀して來た神官で、宮負、越川などの諸家も亦當時隨從して來たとの傳説の家柄である。かゝる由緒のある所から、代々學問などに志したものがあつた。父定賢も亦早く平田篤胤大人の門に入りて、古學に志した人である。少壯の時より、よく農事を勤め、神を尊ぶ心深く、天朝を敬ぶ志が厚かつた。此の家に呱呱の聲をあけた先生も、亦幼にして學を好んで父に學び、尙祠官宇井包教に従つて和漢の學を修めた。又算數の學を關戸の高木壽明翁について學んだ。そして父を助けて耕耘の業にいそむ傍、先生も亦父の師なる平田大人に従つて古學をはけんた。先生文政九年に農業要集をあらはして、農作物に關する耕種の方法を講述し、之を出版して世に廣められた。平田大人之に序して曰く、(前略)今より田つくる態は、この若圃に問へとや言むかし。あはれ大御寶なるかも定雄い、あな功しきかも此若男は。かく言ふは伊吹廼屋のあろじたひらの篤胤と、以て先生がいかに農事に熱心なりしかを知るべきである。其後農業に關するものには、「草木撰種錄」二卷、「草木陰陽圖」一折、「萬物牡牝考」二卷、「農家曆」(卷數不詳)、「民家要術」二卷、「富草考」二折等の著述がある。現今の科學者の目から見れば、笑ふべきものがあるべけれど、其の熱誠なる精神は大に買ふべきである。

先生其の後志を決して江戸に出で、平田大人の許にあつて大人の教を受けつゝ、傍大人の著作の校正などに従事した。又先生は平田大人の感化を受けて、殊に愛國的敬神家であり、排佛的思想の強烈であつた事は、先生が天保二年にかゝれた「國益本論」を讀んで、其の一端が窺はるゝのである。同書に曰く、「國益の本は教導にあり。天下の人民道立てば、鬼神之に感じて、民に福を下す。尙人民道に乖けば、鬼神之に怒て民に禍を下す。其損益推して考ふべし」と。又曰く、「吾皇國の人は、皇國を尊び外

國に最負せず、天地の神明を恐れ畏て、其の御恩頼を辱なみ、神の忌み給ふ事をば必忌み、聊も神の御心に差はぬ所行を心がくべきなり云々。又近き世の人の所行を伺ひ見るに、上として下を掠るは稀なれども、下としては上を偽り公の御掟に差ひ他の財を奪はむを旨とし、恩頼にも預らぬ天竺の佛を尊び、周の孔子を上なき神と崇めなどして、見ぬ唐土を中華聖人の國など、空譽に譽め尊び、寐ても覺ても御恩頼を蒙る神明を蔑し、神の忌ます事を知りつゝも、獸肉を喰ひて國家を汚し、或は神明の賜物たる人種子を墮胎して殺し、或は死人を火葬する倫多くありて、皆是神の御心に叶はぬことなり云々。然れば先國益は、天下の人民に道を教へて、且人種子を殖す事專一なり。如何としても人民少なくて、財寶も殖し難く、國土も開きがたく、國益の術も起し難し云々。凡神の御心に叶はぬ事は、既に前にも説きたる如く、墮胎を爲すは佛を信ずると火を汚すとの類なり云々。世の亂れは専ら異佛を信じて國神に背くに本づき、治世の本は、神祇を祀るにあり云々。然れば領主より令して道德の人を選び、教導師とか經濟師とか號て領内の名主及手習師匠たる者に教導の術を示し、老若男女に至るまで普く教を施させなば、天下の人民悉く教に従はずとも、多くは直朴に化り、人倫の道立ち、天地鬼神の感應に因り、國家治まり災害起らず、人民殖え財寶増し、國土開け武備堅固にして、四海萬國の祖國、富貴萬福天下無敵の皇國となりて、常世の我の夷らも、恐れかしこみ、てやがて皇國の奴となり、千々の寶を大船の舟ばらほさず積來り、貢奉りて仕へなば、是國益の極にして、甚も目出度事なるべし云々。(下略)

尙ほ先生の著書の重なるものを擧ぐれば左の如くである。

地震道中記一冊

安政二年三月

靈驗雜記六冊

安政二年八月

談雜史十冊

安政三年八月

野夫拾遺物語七冊

安政五年

下總國孝義傳一冊

著作年月未詳

藏六集卷數不詳

弘化四年

貧富正論二冊

守政五年正月

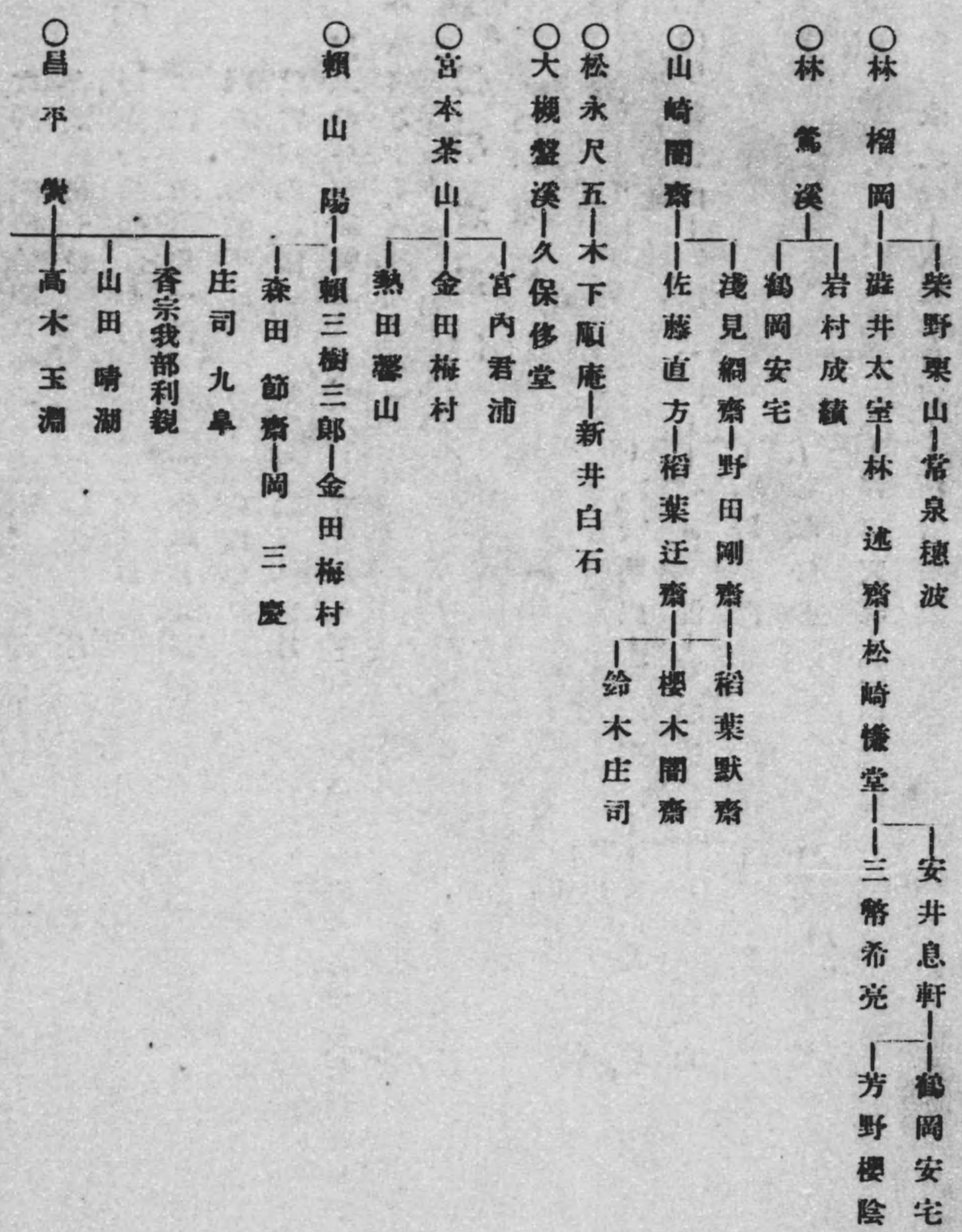
以上の外向數種あるも、散逸して寤ならざるものあるを遺憾とする、そは後日調査の上、追て増補する事とする。(房總郷土研究)

儒學者系譜

◎程朱學



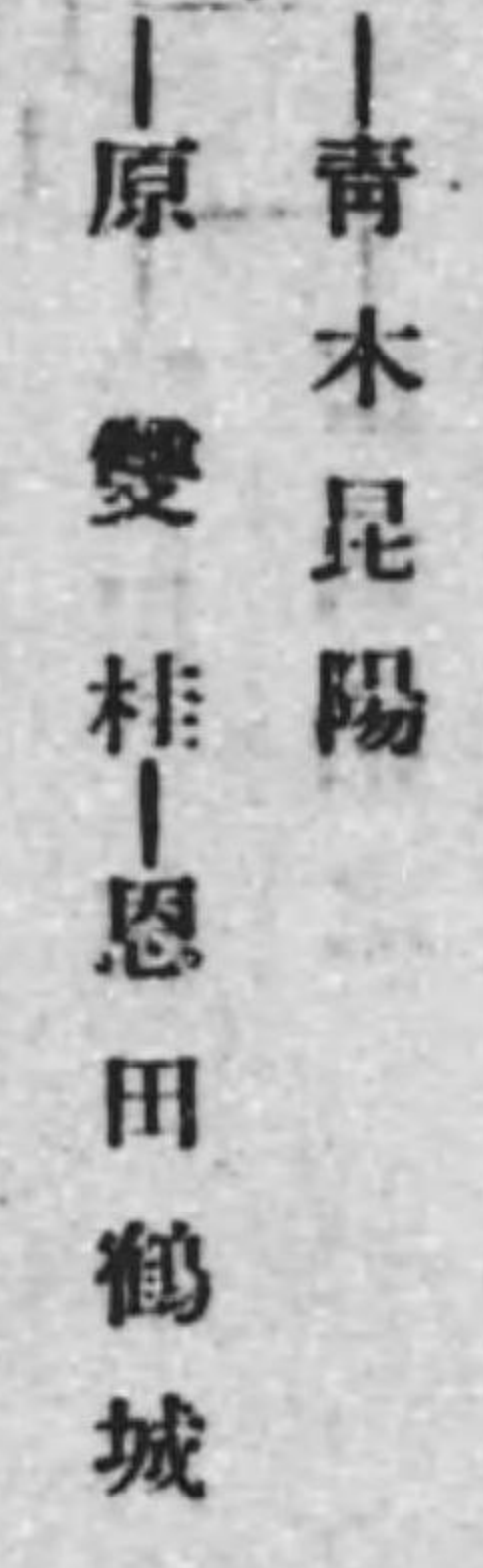
○松永北溪—久保木竹窓—清宮宕陰



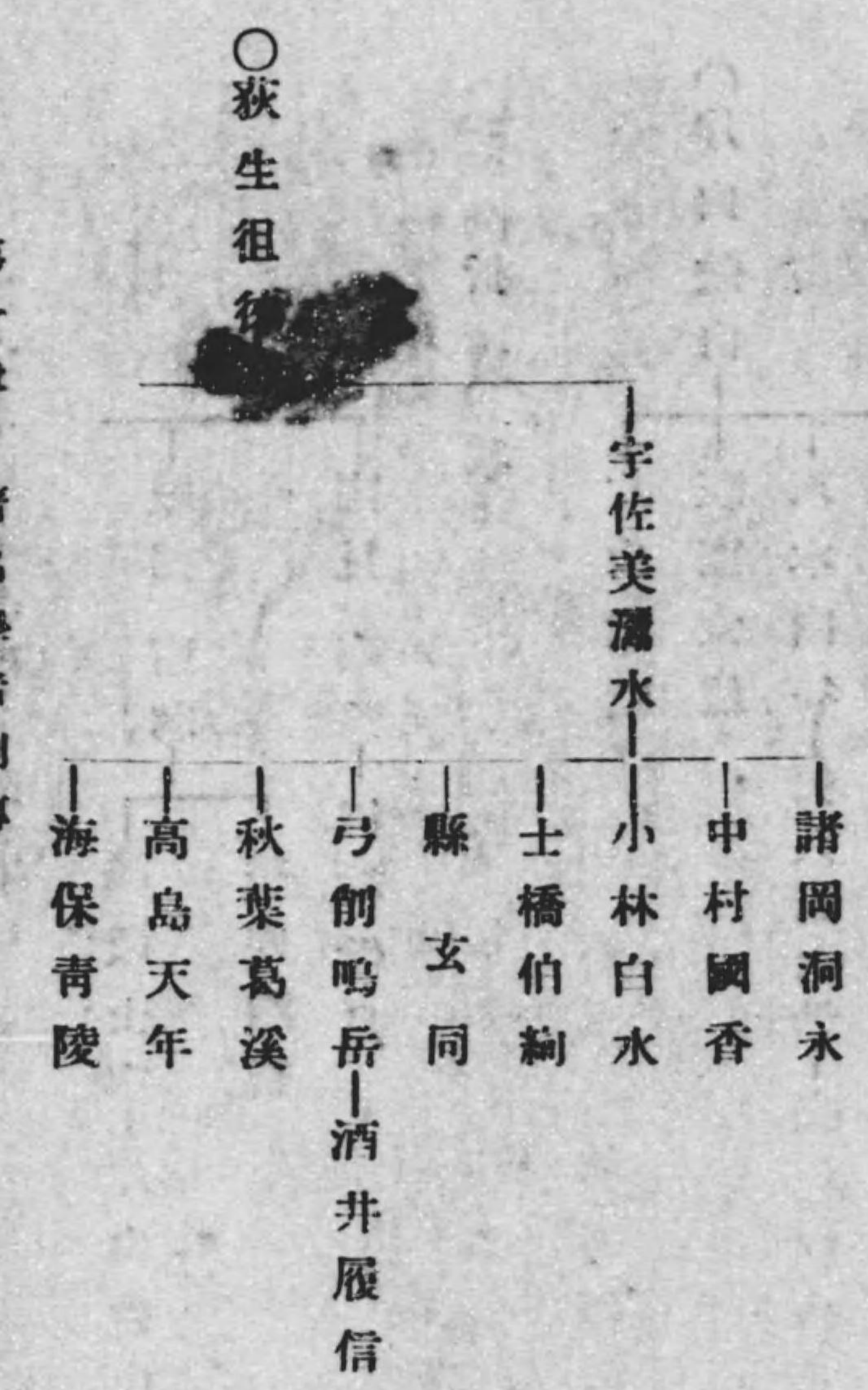
◎復古學

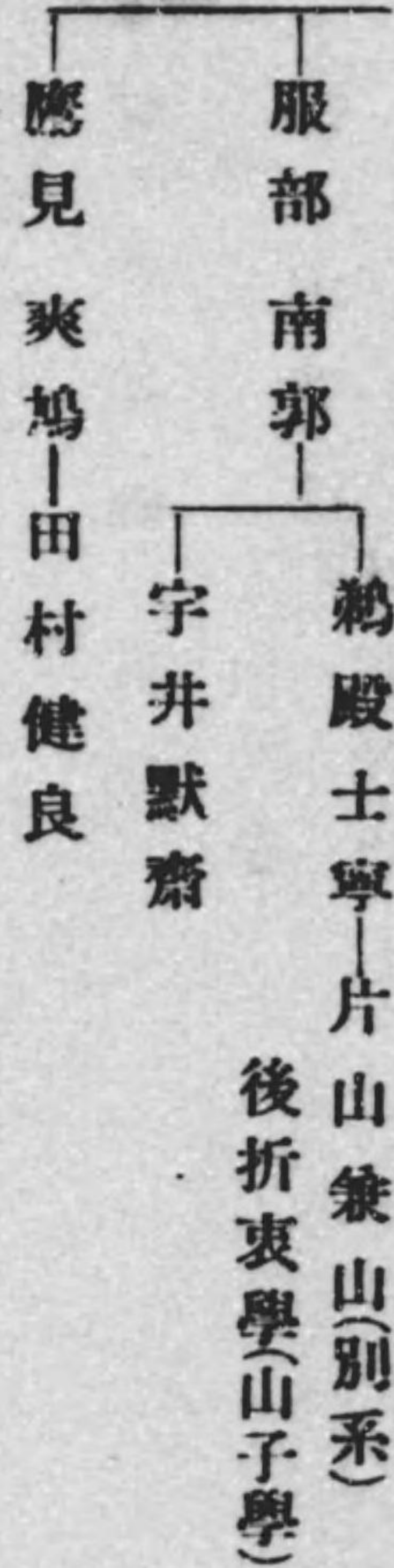


○伊藤仁齋—伊藤東涯

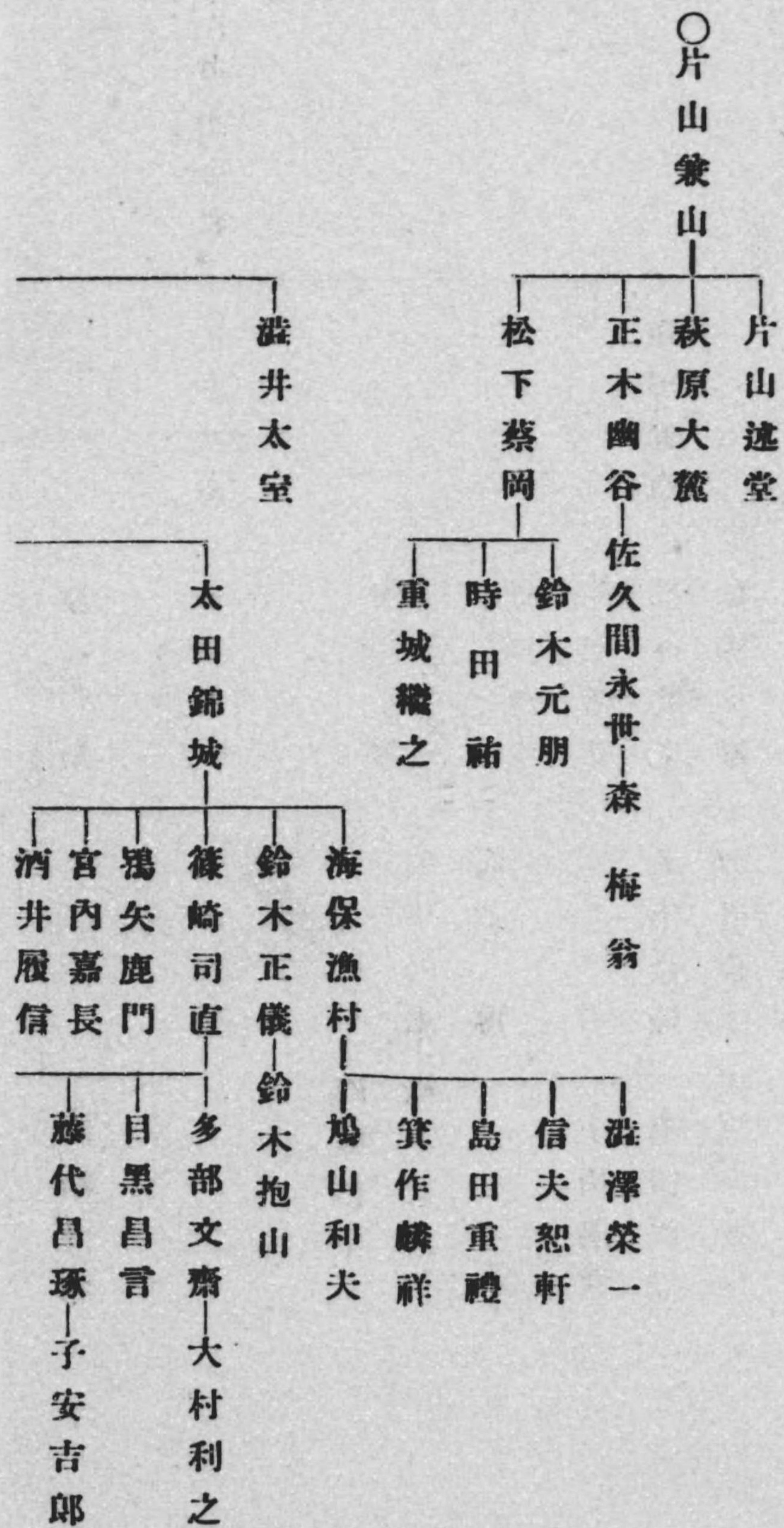


◎徂徠學

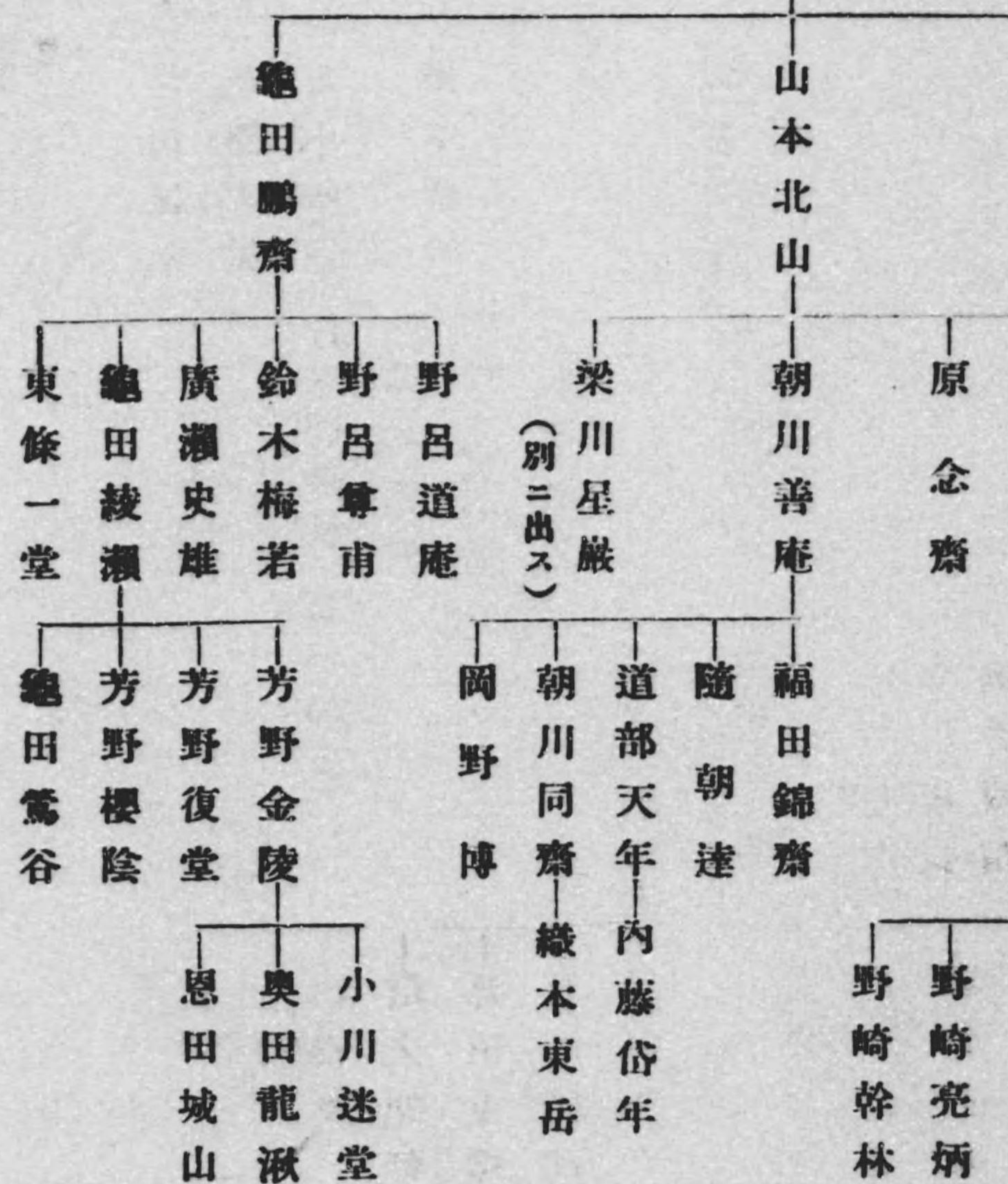




◎折衷學

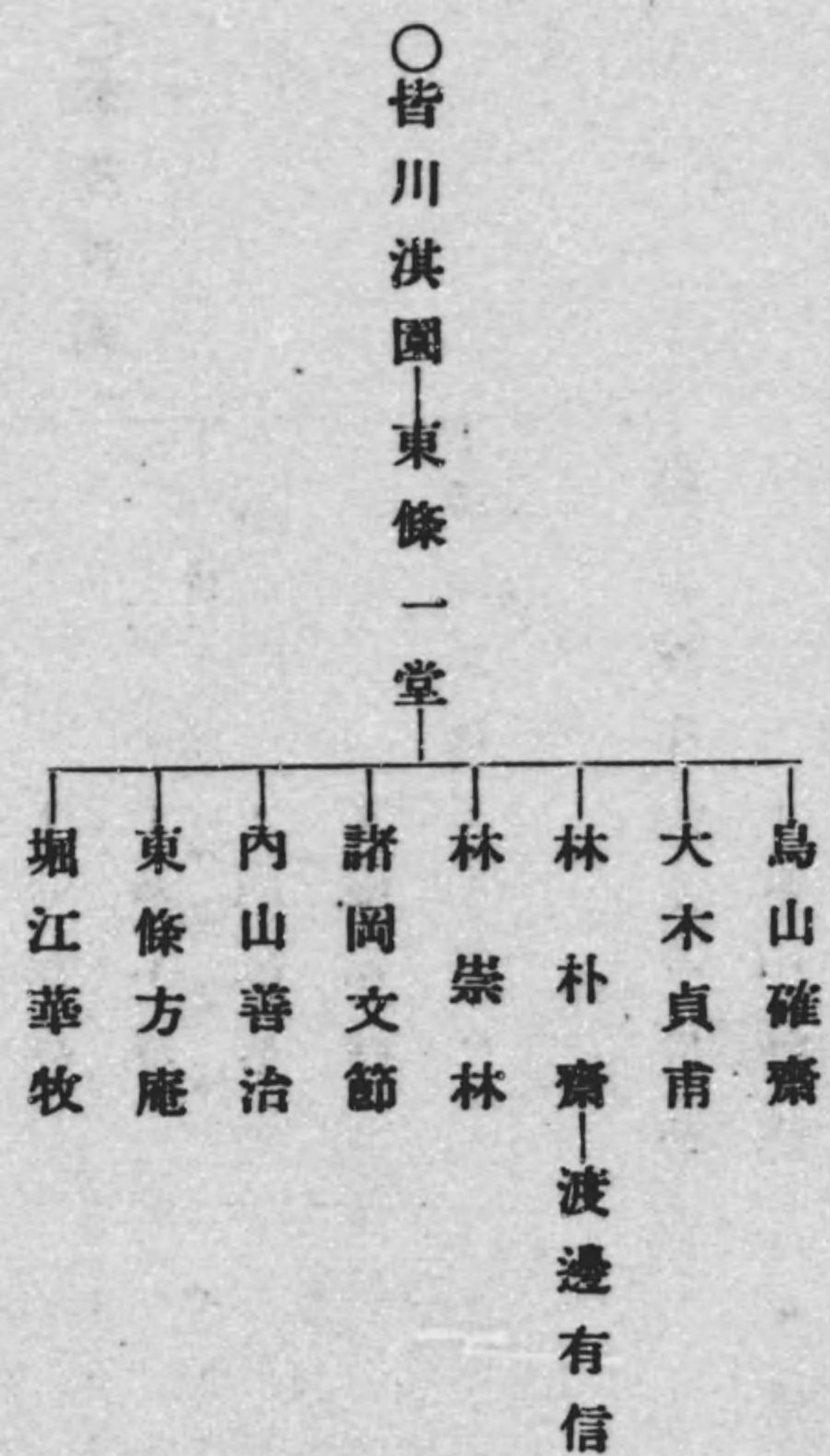


○井上金蛾



○梁川星巖

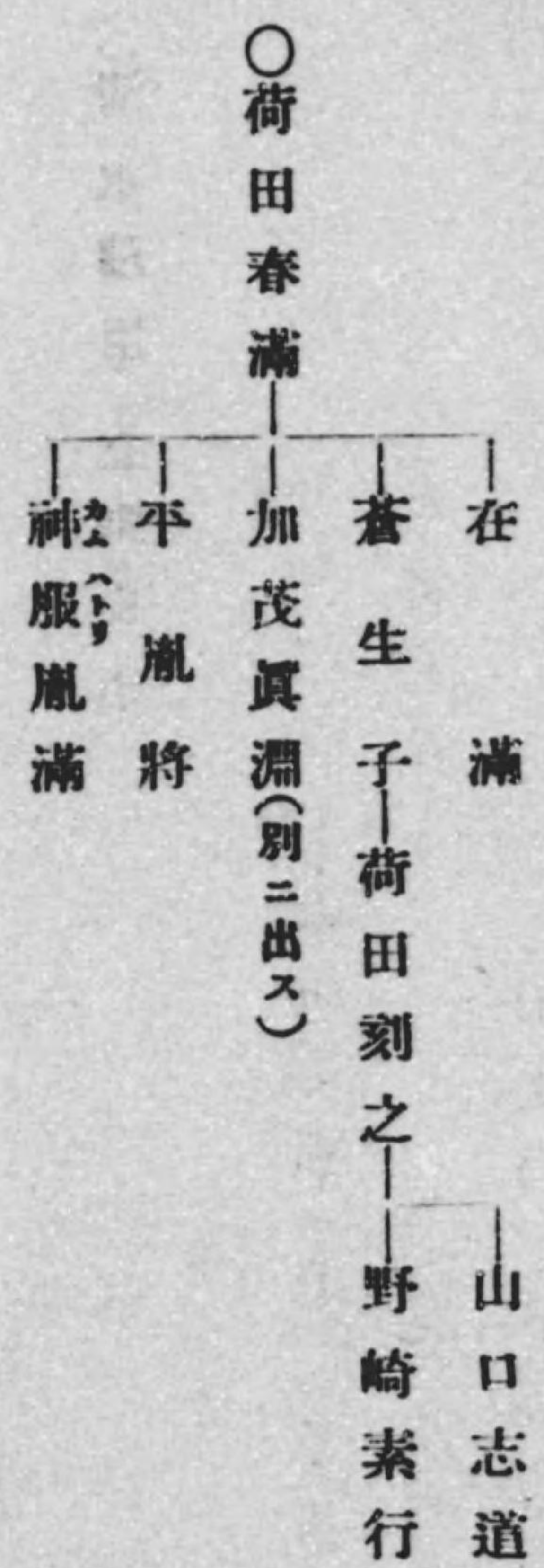




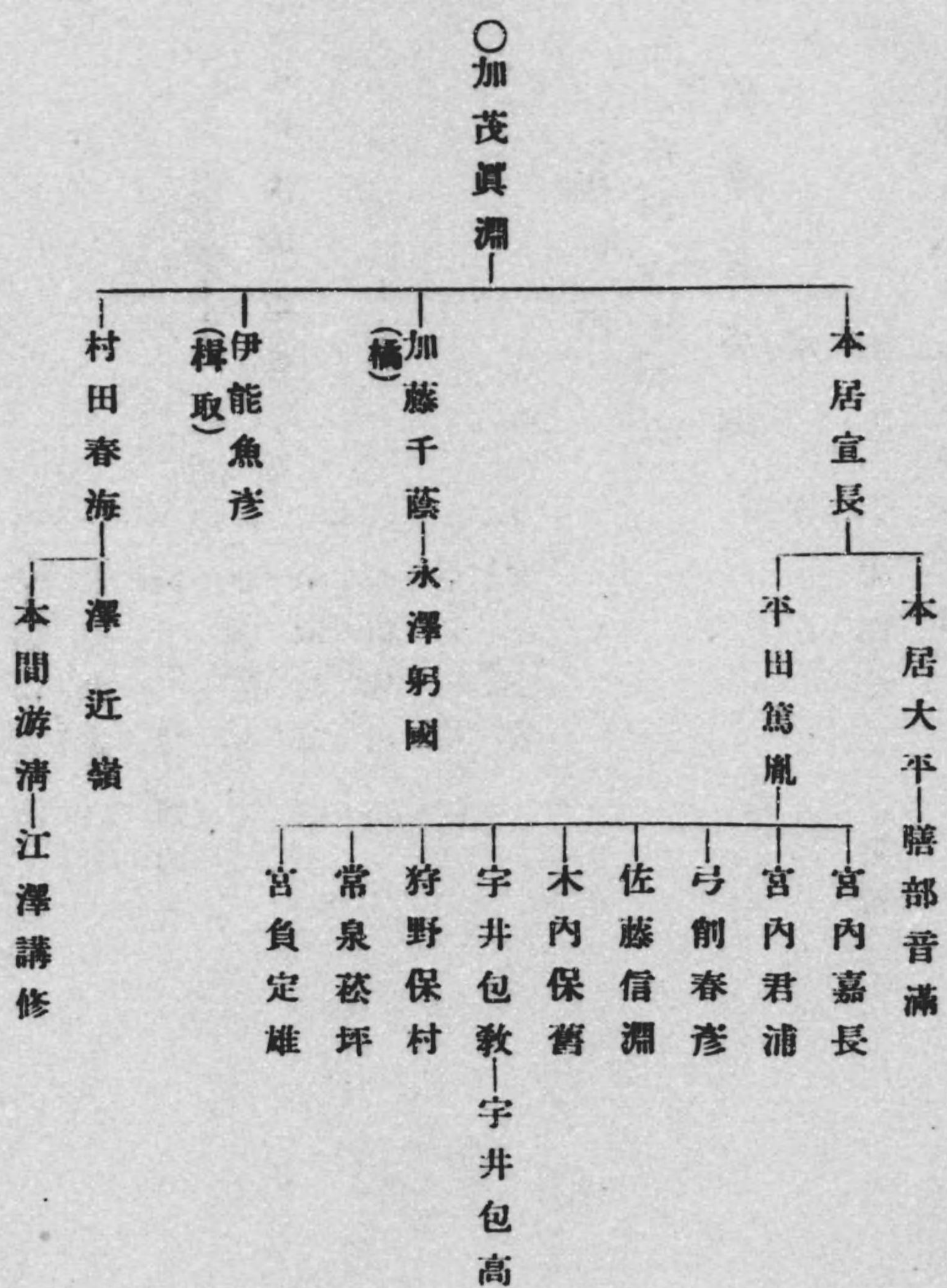
◎陽明學

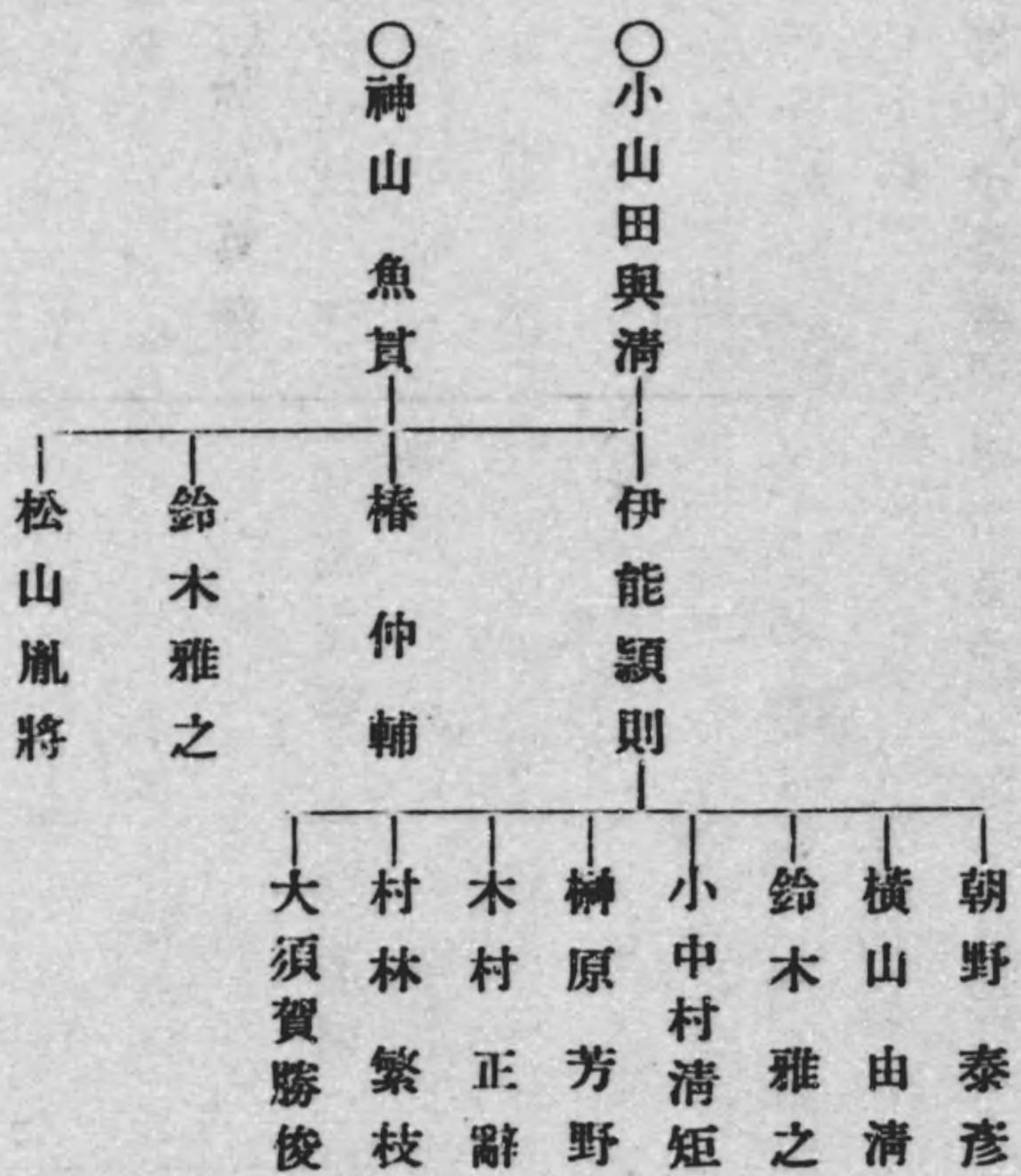
中江藤樹—熊澤蕃山

國學者系譜



○清水濱臣—立野良道





附第四節 著名武術家列傳

天真正傳神道流(刀術)飯篠長威齋家直

下總國香取郡飯篠村之人也。號「山城守」。自幼弱好「刀槍之術」。得「精妙」。常祈「鹿島香取神宮」。將顯其技。術於天下。遂悟「絕妙」。中興「刀槍始祖也」。稱「天真正傳神道流」。從遊士若干。傑出於者。○諸岡一羽。○塚原土佐守。○松本備前守政信等也。(新撰武術流祖錄)

飯篠家直

稱「山城守」。下總香取郡飯篠村人。夙好「擊劍」。祈「香取明神」。得其術。夢神授書一卷。曰「汝為天下劍師」。受「讀書」。通其義。覺能記。試之。千變更化。鬼神無得。親焉。弟子日多。自命曰「神道流」。世推稱「刀槍中興祖」。後剃髮號「長威齋」。徙居「山崎村」。長享二年。長威晚年所得一術。秘不傳。名曰「一刀」。有弟子「克窮其理」。長威奇而授之。受授三傳。得「塚原卜傳」。卜傳名高。幹常陸人。父土佐守某。從「長威」。得所謂「天真正傳」。而兄新左衛門早段。卜傳繼業。其術愈於父。世與「長威」並稱。戰得「首二十一級」。如「下野」。與「上泉伊勢守」。講究其技。張「皇師說」。教授四方。聲名藉甚。常從者八十人。携「鷹馬」。各三傳。食諸侯。將軍義輝。義昭皆學之。而伊勢國司北畠具教。其術挺「群受」。秘傳卜傳。又傳之「細川藤孝」。晚年歸家。有「三子」。皆善擊。卜傳試其才。欲授「秘傳」。置「鞠戶」幙上。要有人觸。則翻落。以次召「三子」。長子先到。戶外察有「鞠」。取置側而入。卜傳起而置「鞠」。如故。次子入。幙翻落。雙手受之而入。卜傳又置如初。季子俯而入。鞠落。觸額。拔刀斬為兩。三子坐。卜傳授「一刀」。秘傳於長子。曰「汝其器也」。嘗次子。曰「汝勉旃」。吃「季子」。曰「豎子去矣。必殞家聲。我死無日。汝等如「伊勢國司」。國司克得「吾道」。卜傳死。三子如「伊勢」。告「父言」。具教。喜而厚遇之。自負其術。為「賊臣」。

所殺、國亡三子不知所終、又有土佐卜傳號無手勝流、嘗東行過矢走渡、同舟壯士設言武藝天下無敵、卜傳惡之曰、某少時聘學之士、問何法、卜傳曰、無手勝也、士曰、然則所帶雙刀何用、卜傳曰、以心傳心、二刀也、善截、我設斷惡念、士請角技、試無手勝、卜傳曰、慎、獨則活人劍、對、則殺人劍、士益怒、欲上陸、聞殺卜傳、卜傳目禱師曰、大道多往來者、幸嶋島可也、至、島士先上陸、拔刀待、卜傳、卜傳棄腰刀、把篙、皆以為跳上陸、而卜傳轉篙出舟、不顧、士呼、性辱之、卜傳既遠、以扇招、士曰、無手勝流即是也、又長威弟子諸岡一羽常陸、江戶崎人也、其技比長威多弟子、根岸免角岩間、小態士、子土呂助、從學有年、皆得其精、而一羽病癩、風岩間、士子甚貧、賣衣什、養師、日夜不離、其側三年、根岸棄去、不顧、如小田原、遂抵江戶、教子弟、改神道流、號微塵流、一羽既死、岩間、士子囊事畢、曰、免角負師甚無道也、如江戶、擊殺之、俱詣鹿島、祈神助、然二人往勝之、非天也、口圖小態得之、乃獨如江戶、上言請角技、命許之、使山田豐前守盛之、一人把木刀、對於常盤橋、小態通勾欄、舉根岸足、濟水、免角恥逃、不知所之、於是其徒多歸小態、而有欲報師讐者、蓋小態入浴室、熱湯蒸之、小態失氣、僅出而仆、遂殺之、土呂助居江戶崎、教授、水谷八彌受傳、仕大須賀康高、與時師角技、勝者名家所、伊衛門繼八彌業、仕豐臣秀賴、元和之亂、迎東兵、勇戰死、又長威門有松本備前守政信、槍戰二十三、得首七十三級、或曰、秘傳一刀政信所發明也、有馬大和守乾信受政信傳、刺擊甚妙、後人傳其法、曰有馬流、(日本教育史資料)

大坪慶秀

御馬有大坪、八條二家、大坪式部大輔慶秀上總人、初稱村上孫三郎、改左京亮、熱鹿島流、迎來取法、仕大將軍義持、賜參河國岡崎大坪郷、因為大坪氏、稱大坪流、後雜髮號道禪、能作鞍轡、祈鹿島神得鞍轡規矩、謂之夢相鞍、自謂鹿島大神其師也、因稱直弟入道、秘不傳人、獨島山中務入道得

之授、伊勢氏、伊勢氏世傳之稱、作鞍轡、子加賀守永幸從父、練習御術、雜髮號德全、多門人、齋藤備前守芳連為者、芳連傳于齋藤安藝守好玄、大坪雖多支流、皆以好玄為祖、而好玄弟子佐々木左京大夫、義賢最善、取近時以馬術、鳴者、多以義賢為宗師、推曰、佐々木流、細川左衛門佐康政受好玄傳、傳于上田但馬守重秀、重秀子孫受授相傳、世稱上田流、重秀弟子加藤勘助、重益仕台德公、多門人、大猷公召問馬術、荒木志摩守元清、亦受好玄、後號安志、子十左衛門元滿、繼業、台德公師之、子十左衛門元政受之、號荒木流、元滿弟子原田權左衛門種明、仕大納言忠長、種明子七兵衛種茂、繼父業、多遊其門者、當時以御馬行于世者、未有如種繼盛者、(日本教育史資料)

一刀流刀術神子上典膳忠明

其先勢州の人也、仕萬喜少弼、居上總、自弱冠好刀槍之術、伊藤景久來上總、典膳到伊藤旅館、欲決勝負、諾して及刺擊、無可當、一刀齋之術、故列門下、而學其術、後從一刀齋遊諸州、多年苦修、終得神妙、一日師之命、よつて、相馬郡小金原邊、斬司門善鬼と云者、景久大賞之、以瓶割刀、授典膳曰、吾自今以後、止此術、可入佛道、汝者歸國、而可顯名於世也、云云、遂別而不知其行處也、後忠明來武江、居駿河臺、遊其門者若干、此時江戶近村刀術者、殺人籠居民家、小幡景憲為檢使、忠明到其邑、斬刀術者、始末達東照宮之台、聽而被召於幕下、賜三百石、改小野二郎左衛門、處々有武功、其芳譽遍海内、(新撰武術流祖錄)

井上正繼

井上外記正繼、播磨英賀城主九郎左衛門正信孫也、父外記正俊、仕池田輝政、正繼慶長十九年仕台德公、從大阪之役、在先鋒、砲擊鳴野、今福之敵、却之、自備前島發大煩、稻富平左衛門等所發不及、城

獨正繼擊碎壘壁、明年戰于天王寺、斬一級、賞賜下總香取郡五百石、製大熾百口上之、先是所作大砲皆重、不可致遠、正繼意匠創製輕器、運力勞百人者十人乃能之、而丸奮飛四十町、入鶴賞益武藏、相模之地五百石、領與力五騎、輕卒二十人、遊其門者推稱井上流、當時正繼及稻富喜太夫以砲術鳴、各多門人、一日試技由井濱、弟子或相誹謗、是以二人不睦、正保三年命稻富試銃丸重五貫、及五十町者、正繼曰、田付能之、稻富不能也、稻富聞之不懌、會朝憤言侵井上、井上分疏迭爭、將有事、長坂丹波守、小栗長術門等居間講和、會小栗宅設宴勸解、稻富宮內、奥山茂左衛門相會、而正繼筮仕在、稻富後、故長坂指揮稻富、先酌酒擬正繼、正繼弗懌、先辭將去、長坂曰、君何怖畏早去、正繼益怒、拔刀刺長坂、併殺稻富、在者狼狽、小栗以爲正繼狂捕之、被傷與奥山、前後夾擊殺之、事聞釋小栗、遂井上、稻富二家、其後赦二人子復祿之。(日本教育史資料)

無滯體心流(刀術)夏見族之助

下總佐倉の人也、好刀術、學柳生新陰流、究其妙、常に門人示すに以無滯體心四字、故推而曰無滯體心流、(新撰武術流祖錄)

岸和田流(砲術)太田新之允

下總國佐倉の人也、始號助之允、達砲術、最名譽たりと云、萬治年中、以其術仕水戸家、其子新之允、繼其術爲精妙、(新撰武術流祖錄)

酒井深山

諱は信文、字は士亮、通稱要人、深山又は牛淵齋と號し、豐岡村萱場の人、寶曆十三年十二月二十日を以て生る、父名は信親、又右衛門と稱し、其先は土氣、東金兩城主、酒井定隆に出づといふ、深山幼にして

端正、弱冠江戸に出で、文武の兩道を修め、特に刀槍の術を吉田豐晴に學び、其技に長ぜり、二十八歳の時、道場を清水門外に設け、諸生を教ふ、製を執る者數百人、其師豐晴歿するや、其統を繼ぐ、後居を相橋の東に移し、盛名あり、列侯、貴戚争つて師事せり、并て將軍家を護衛し、駿府に赴きしことあり、天保九年三月、江戸に歿す、年七十六、深山人と爲り、恬淡寡慾、家に儲石の儲なきも晏如たり、常に邊幅を修めず、好んで兵書を講ぜり、而して諸生を教導すること數十年、門下殆ど三千人に達せり、深山孝心深く、老母故郷にあり、病ありと聞くや、江戸に於て、水禽の羽毛を購ひ、寢具を造り、老母にすゝめ、看護に怠らざりしと云ふ、深山の嗣子文奉、また劍道に達し、幕臣山岡鐵舟と親交し、共に將軍の護衛に任せしと云ふ。

千葉縣教育史 卷一 終

昭和十一年三月廿五日印刷
昭和十一年三月三十日發行

千葉縣教育史卷一

定價金五圓

著作兼
發行者

法人

千葉市千葉一千一百八十四番地
千葉縣教育會

右代表者

中川良助

印刷者

千葉市寒川九百六番地

加藤至德

印刷所

千葉市寒川九百六番地(電話二二二番)

千葉印刷株式會社

發行所

法人

千葉縣教育會

片 4W 50

